

葉山町南郷上ノ山公園 公園施設長寿命化計画

（素案）

令和 7 年 4 月

神奈川県三浦郡葉山町 都市経済部都市計画課

1. 都市公園整備状況

(令和7年2月時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
6	35.6 ha	11.2 m ²

2. 計画期間（西暦） [2025年度～2034年度（10箇年）]

3. 計画対象公園（南郷上ノ山公園）

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
			1									1

②選定理由

「公園施設長寿命化計画策定指針（案） 国土交通省都市局公園直地・景観課 平成30年10月」（以下 策定指針（案）という。）に基づき、対象とする公園の設定にあたり、配置されている施設の数、規模、利用状況等を勘案し、総合公園である南郷上ノ山公園1箇所を対象とすることとした。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	便益施設
2	3	23	5	54	13

管理施設	合計
181	281

②これまでの維持管理状況

- ・葉山町が管理する都市公園のうち、南郷上ノ山公園（総合公園）は、生涯学習課により維持保全（清掃、保守、修繕）と日常的な管理が行われてきたが、計画的な予防保全型管理は行われてこなかった。
- ・遊具施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全に関する指針」及び社団法人日本公園施設業組合（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する基準JPFA-S:2014」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。
- ・日常点検及び定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修、更新を行ってきた。

③選定理由

- ・これまで劣化した遊戯施設の修繕・更新、トイレ等の修繕、ベンチ・野外卓の塗装・天板交換などを行ってきたが、公園施設の老朽化が顕在化してきている。
- ・今後は、進展する老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の平準化を図る観点から、適切な施設点検や維持補修等の予防保全的管理を行い、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な改築・更新を進めていく必要がある。
- ・このため、点検調査の結果、改修が必要となる公園施設のうち、予防保全対策及び日常管理により安全の確保やライフサイクルコストが削減できる遊戯施設、トイレ、管理棟などを計画的に管理する長寿命化対象施設としている。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

①施設、土木構造物、建築物

- ・策定指針（案）に則り、健全度調査を実施した。
- ・健全度調査は、遊戯施設を除く276 施設のうち予防保全型管理の候補とした15 施設について実施した。

②遊戯施設

- ・令和7年1月に設置した3施設を除く2施設を対象に、公園施設業協会の遊具の日常点検マニュアルに則り点検を行った。

③各種設備

- ・法令等で点検が必要な施設の点検結果では異常は確認されていない。

予防保全管理とした20施設は次のとおり

対称施設		A判定	B判定	C判定	D判定	合計
園路広場	園路			2		2
修景施設	四阿	1				1
遊戯施設	木製遊具 他	3		2		5
運動施設	野球場			2		2
	多目的グラウンド			2		2
	テニスコート×2		2			2
便益施設	トイレ×3	1		2		3
	駐車場×2	1	1			2
管理施設	管理事務所			1		1

6. 長寿命化対策の優先順位の考え方

- ・対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」を基に「緊急度判定」を設定した。
- ・策定指針（案）では、予防保全型管理では、重大な事故につながる恐れがある時点までの使用を想定していないため、健全度がCに進行した時点までを使用見込み期間とすると示されている。このため、健全度「D」の施設は緊急度「高」、健全度「C」の施設は緊急度「中」とした。
- ・健全度調査の結果がA判定、B判定の施設の緊急度は「低」とした。

対称施設		高	中	低	合計
園路広場	園路		2		2
修景施設	四阿			1	1
遊戯施設	木製遊具 他		2	3	5
運動施設	野球場		2		2
	多目的グラウンド		2		2
	テニスコート×2			2	2
便益施設	トイレ×3		2	1	3
	駐車場×2		1	1	2
管理施設	管理事務所		1		1

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

公園施設種類別の長寿命化のための維持管理方針は、次のとおりとする。

a. 園路広場

- ・利用者の園内の移動を円滑かつ安心安全に行う必要があり、利用者にとっては、舗装面の不陸による凹凸や排水不良により利便性や快適性が損なわれる。
- ・このため、日常点検にて、アスファルトやコンクリート等の舗装面の経年変化によるクラックの発生や、樹木の根上がりによる不陸の発生などを注視して管理を行う。

b. 修景施設

- ・花壇は、コンクリート材等の劣化などを発見した時点で修繕を行い、植栽は、樹木の健全な育成、視界の確保、病害虫の駆除など植栽地の特性を踏まえた管理を行う。

c. 休養施設

- ・ベンチ、野外卓等は、主に木材の劣化・腐朽等を発見した時点で、防腐処理、部品交換等の修繕を行う。
- ・四阿は、定期的に防腐処理を目的とした塗装等を実施して長寿命化を図る。
- ・パーゴラは、梁の定期的な塗装を実施するほか、ルーバーの劣化が顕著になった場合は、劣化箇所を部分的に交換する。

9. 計画の見直し予定

① 計画の見直し予定年度（西暦）：[2034 年度]

②見直し時期、見直しの考え方など

計画の見直し予定年度に関わらず、次回以降の施設点検結果において、長寿命化計画で定めた内容と著しい乖離が生じた場合には、施設利用者の安全確保の為、長寿命化計画の見直しを実施する。